

高知県新型コロナウイルス感染症対応販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症対応販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「EC」とは、インターネットなどのネットワークを介して商品の販売等を行う電子商取引をいう。

2 この要綱において、「地域商社」とは、県内の5以上の事業者の商品を取りまとめ、県内外で販売活動を行うものをいう。

3 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める中小企業者（個人事業主を含む。）をいう。

(補助目的)

第3条 新型コロナウイルスの感染拡大により、県経済が大きな影響を受けている状況を鑑み、県内の食品関連事業者等が地域産品等の販売促進に取り組む際に必要となる費用の一部を助成することにより、事業の継続及び業績の回復に向けての後押しを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるもので、別表に定める要件を満たす事業とする。

(1) EC等活用促進事業

ECサイト、ECモール等を活用し、複数の地域産品をとりまとめて販売を促進する事業

(2) 販売促進事業

食品分野の新しい生活様式に対応した取組（飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーサービス等）の周知と効率化するシステム等とを組み合わせた仕組みにより、飲食店等の販売を促進する事業

2 補助事業は、令和3年2月26日までに事業が完了するものに限り、補助対象とする。

(補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請においては、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。なお、別紙の暴力団排除に関する誓約事項を交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合はこの限りでない。

2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言発令日（令和2年4月7日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正であると認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面により申し出なければならない。

（補助の条件）

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）別紙の暴力団排除に関する誓約事項について同意するとともに、補助事業の実施に当たっては、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （4）補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（補助事業の経理）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

（補助事業の変更又は中止等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止）等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助金額が増額するとき。
 - （2）補助金額を20パーセントを超えて減額するとき。
 - （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び補助能率に関係がない事業計画の変更である場合
 - （4）補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（概算払の請求）

第12条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により概算払を受けることができる金額は、すでに支払いが完了した部分の経費であって、概算払を受けることができる回数は、事業実施期間において2回までとする。
- 3 知事は、第1項の概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

(契約等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとらなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前各項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第14条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者又は補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。
 - (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡、これへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後、補助事業者との協議により、補助金の額その他の交付決定の変更を行う場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶときについては、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(事故の報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、別記第4号様式による補助事業実績報告書を、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の2月26日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金額の確定等)

第18条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(関係書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間（令和8年5月31日まで）、いつでも閲覧に供せるように保管しておかなければならない。ただし、取得財産等管理台帳については、第22条第2項の耐用年数に相当する期間を終了するまで保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第11条第1項第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定による知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告等)

第23条 補助事業者は、補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を知事に報告しなくてはならない。

(収益納付)

第24条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供するものの指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(情報の開示)

第26条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(事業成果等の報告)

第27条 事業成果等の状況に関して、別記第6号様式による事業成果等状況報告書により、令和2年度から令和4年度までの各年度の事業成果等をそれぞれ翌年度4月30日までに知事に提出するものとする。

(グリーン購入)

第28条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条及び第18条第2項から第27条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

補助要件	事業区分	補助対象者	補助対象経費区分	補助対象経費の内訳	補助率 補助限度額
右記の事業区分（1）又は（2）に該当する事業で、地域産品等の販売促進により、県内の食品関連事業者の事業の継続及び業績の回復に効果的であると判断されること。	（1）EC等活用促進事業	県内に所在し、主に加工食品の外商に取り組む地域商社のうち、中小企業者に該当するもの	システム構築費 借料 通信運搬費 広報費 印刷製本費 消耗品費 会議費 雑役務費 委託費 外注費 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイト等の構築・改修に要する経費 ・ECモール等への出品・出店に要する経費 ・画像等制作に要する経費 ・広告宣伝、販売促進に要する経費 等 	【補助率】 4分の3以内 【補助限度額】 600万円
	（2）販売促進事業	県内に所在する中小企業者5事業者以上で構成するグループ（代表者、監事等の定めがある規約等を有するもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築・改修等、新たな生活様式に対応した販売促進の仕組みづくりに要する経費 ・情報発信媒体（冊子、Webサイト等）の制作、印刷及び配布に要する経費 ・利用を促す宣伝広告に要する経費 等 	【補助率】 4分の3以内 【補助限度額】 600万円

（注1）ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- （1）消費税及び地方消費税
- （2）食糧費及び公課費
- （3）汎用性の高い備品、消耗品で、本事業のために専用で使うことが明らかでないもの（PC、自動車、オートバイ等）
- （4）グループの構成事業者の人件費及び謝金（セミナー講師を担当する場合等）
- （5）その他補助事業に直接関係のない、又は関連性が明確に証明できない経費は対象外とする。

（注2）グループの構成員からの調達を補助対象経費に含める場合、原価（利益を除いた額）をもって補助対象経費とする。

（注3）事業を実施する際の委託費については、あらかじめ知事と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）

（注4）補助対象経費に補助率を乗じて、得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。